



お金のプロに訊く!

消費税の増税、住宅購入にはどのくらいの影響がでる!?

平成29年4月から現在8%の消費税が10%になるみたいなのだ! そうなると、住宅購入する時どれぐらいの金額差が出るのかな? 先生教えてなのだ~。

住宅購入する際、「消費税がかかるもの」と「消費税がかからないもの」があります。まずは何が課税対象になるか知っておきましょうか。

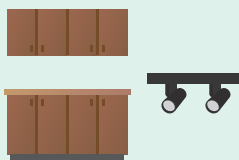
土地+新築一戸建てを購入する場合

※中古住宅の場合は条件により、課税対象が異なります

消費税がかかるもの



建物本体



オプションで付ける設備、家具、家電

(例: 造作家具や、電飾など...)



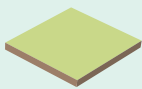
登記手続の際などに依頼する司法書士報酬



引越し費用

...その他諸費用、仲介手数料など

消費税がかからないもの



土地



火災保険料・地震保険料

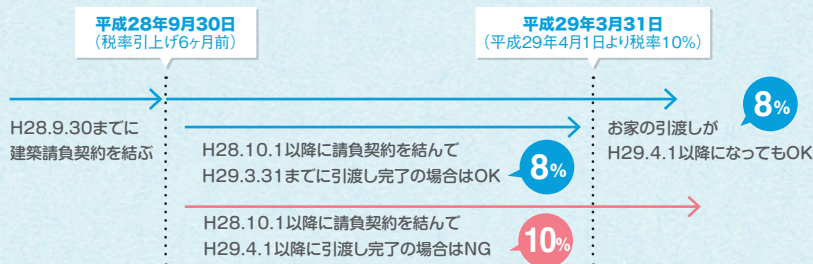
消費税がかかるものの総額が1700万円(税別)の場合

税率 8% の場合 消費税136万円

税率 10% の場合 消費税170万円

⇒ **34万円の負担増に!**

消費税8%で住宅取得できるのはいつまで?



※請負契約後の追加設備等については契約した会社への確認して下さい ※10%の開始時期は情勢により変更になる場合もあります

住宅は高い買物になるので2%の増税の影響は大きいです。諸費用の負担も増えるので、その分住宅ローン借入額も増加し返済総額にも影響することになります。増税後の購入も想定した資金計画(頭金、借入れ予定額など)シミュレーションもしてみましょう。自身で難しい場合は中立FP(ファイナンシャルプランナー)への相談もおすすめです。

「お話を聞いたのは」

小野みゆき先生

社会保険労務士と独立系のファイナンシャルプランナー(FP)として活動中。事務所名の「レディゴ」は、ready go=用意ドンという開業時の熱い気持ちを忘れないようにとの思いと、lady go=女性よ、行こう!という女性を応援する気持ちがこめられたもの。

レディゴ社会保険労務士・FP事務所

〒520-0844 大津市国分一丁目43番2号 TEL&FAX.077-533-1786 携帯...090-3926-0750 E-mail...redhigosrjp@gmail.com

プロフィール掲載中!

マネーライフ個別相談 随時受付中!

年金・相続・家計などの個別相談を承っております。お気軽にご相談ください。(詳細は当事務所まで)

住宅を購入する際のお悩み・不安を大募集!

「月々のローン返済額はいくらまでが妥当?」「今の年齢だったら何年でローンを組んだらいい?」など住宅を購入する際のお金に関する疑問にアドバイス・お答えいたします。掲載は匿名にさせていただきますのでお気軽にご応募下さい。

【送り先はこちら】 info@shigasuma.jp

件名に「ShigaSumaお悩み相談」と明記していただき、本文に相談内容と住所・氏名・年齢・家族構成を記載の上、お送り下さい。